

鳥取県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

平成 24 年 7 月 2 日
鳥取県立公文書館

鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成 23 年鳥取県条例第 52 号。以下「条例」という。）に基づく特定歴史公文書等の利用の請求に対する利用決定について、次のとおり審査基準を定める。

第 1 審査の基本方針

条例第 13 条に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が利用制限情報に該当するか否かの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行うが、その審査は次の基本方針に基づいて実施する。

- (1) 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」に当たっては、国際的な慣行である「30 年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから 30 年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。したがって、特定歴史公文書等に記録されている個人情報については、作成又は取得の日から 30 年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなるが、判断に当たっては条例第 15 条第 1 項に定める手続も活用するものとする。（個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別添参考資料「30 年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」を参照。）
- (2) 審査においては、特定歴史公文書等に付された意見を参酌することとなるが（条例第 13 条第 3 項）、「参酌」とは、各機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで公文書館の長（以下「館長」という。）に委ねられている。

第 2 条例第 13 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の利用制限情報該当性の判断基準

- 1 法令秘情報（条例第 13 条第 2 項第 1 号〔鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）。以下「情報公開条例」という。〕第 9 条第 2 項第 1 号〕又は条例第 13 条第 2 項第 2 号〔鳥取県議会情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 59 号）。以下「議会情報公開条例」という。〕第 8 条第 1 項 1 号) について
 - (1) 「法令等」とは、法令及び条例をいい、「法令」とは、法律及び政令、府令、省令その他の国の機関が定めた命令をいう。
 - (2) 「法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされる情報」とは、法令又は条例の明文の規定により、公開が禁止され、他の目的への使用が禁止され、又は具体的な守秘義務が課されている情報をいう。
 - (3) 「法令等の規定の定めるところにより公にすることができないと認められる情報」とは、法令又は条例に公開を禁止する明文の規定はないが、当該法令又は条例の趣旨、目的に照らしてその規定するところを解釈した場合に、公にすることができな

いと認められる情報をいう。

- (4)「法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等」とは、法律の規定又は法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた利用させてはならない旨の明示の指示、勧告、助言等をいう。したがって、電話照会その他の口頭によるものは含まれず、文書によるものであっても、一般的な問答集や「利用については慎重に取り扱うこととされたい」といった抽象的な内容のものは含まれない。また、通達類もその根拠が不明なものは含まれず、法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた通達類であっても、単に解釈の基準を示したに過ぎないものなど、法的な拘束力を有しないものは該当しない。

2 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報(条例第13条第2項第1号ア〔情報公開条例第9条第2項第3号〕又は条例第13条第2項第2号ア〔議会情報公開条例第8条第3号〕)について

- (1)「法人」とは、営利法人、社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人等をいい、「その他の団体」とは、いわゆる権利能力なき社団等をいう。なお、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社及び全部出資法人の情報及び指定管理者の情報(指定管理情報に限る。)については、その公共的性格にかんがみ、本号の法人の範囲から除外する。
- (2)「事業を営む個人」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業、水産業等の事業を営む個人をいう。
- (3)「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所得等事業活動に直接関係する情報をいうのであって、当該事業活動と直接関係のない家族状況、事業活動と区分される所得、財産等の状況等は該当せず、「4 個人に関する情報」により判断する。
- (4)「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、法人等又は個人の事業活動によって危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報をいう。この場合、現に危害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、利用を制限することにより保護される利益と公にすることによりもたらされる利益を比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に際しては、公にすることにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。
- (5)「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」とは、次のような情報をいい、これらの情報を公にすることによるかどうかの判断は、利用制限することにより保護される利益と開示することによりもたらされる利益を比較衡量して行うものとする。

ア 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

イ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情

報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

ウ その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報

エ 次のような情報が記録された公文書は、「競争上の地位その他正当な利益を害する」とは認められず、公開できるものである。

- ・法令等の規定により、何人でも閲覧できる情報（閲覧を当事者又は利害関係者だけに認めているものは含まない。）

（例）法人に関する登記事項

- ・実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報（法人等は又は事業を営む個人が公表について了承し、又は公表を前提として提出した情報を含む。）

（例）事業を営む法人等が作成した企業パンフレット等に含まれる事項

（例）報道、広告等により法人等が公表した営業実績

- ・県が従来慣行上公表してきた情報で、かつ、今後も引き続き公表しても、それが事業を営むものの正当な利益を害しないと認められるもの

- ・情報が加工、整理され、個々の事業を営む者が識別できなくなっているもの

- ・許可、免許、届出等に関する情報及び補助金の支出に関する情報で、生産技術等の部分を除いたもの

（例）法人設立許可申請書

（例）補助金交付申請書

- ・県に提出された請求書等に記載された法人等の取引金融機関名及び口座番号（広く公にされているため）

- ・契約書や申請書に記録された法人等の印影（偽造等のおそれは想定できないため。）

(6) いわゆる任意提供情報（情報公開条例第9条第2項第3号イ又は議会情報公開条例第8条第3号イ）について

ア 法人等及び事業を営む個人に関する情報であって、公にしないことを条件として提出した情報の取扱いを定めたものであり、当該情報については、公にしない旨の条件が付されていることを理由として利用制限をするのではなく、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り、利用を制限するものである。

イ 「任意に提出されたもの」とは、法令等の規定を根拠としないで提供された情報をいう。

ウ 「通例として公にしないこととされているもの」とは、当該情報が現に公にされていないというだけでは足りず、当該情報の性質上、一般的に公にしないことが相当と認められることが必要である。

エ 「当時の状況等に照らして」とは、当該条件が付された時点における諸般の事情を考慮して判断することを基本とするが、必要に応じて、その後の期間の経過や状況の変化を考慮することとする。

3 事務・事業遂行情報（条例第13条第2項第1号ア〔情報公開条例第9条第2項第6号ア又はオ〕及び条例第13条第2項第2号ア〔議会情報公開条例第8条第7号ア又はオ〕）についての判断基準

(1) 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接かかわる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。

- (2) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかの判断に当たっては、「適正」という要件を判断するに際しては、公開がもたらす支障のみならず、公開がもたらす利益も比較衡量しなければならない。「支障」の程度は、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単に可能性が存在するだけでは足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものであるため、この規定の適用に当たっては留意する必要がある。
- (3) 「監査、検査、取締り又は試験に係る事務」は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を行うことがあるものである。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも、妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれのあるものがあり、このような情報は、利用を制限する。また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、利用を制限する。
- (4) 「国若しくは地方公共団体が経営する企業に係る事業」とは、国営企業法及び地方公営企業法に規定する企業をいう。

4 個人に関する情報（条例第13条第2項第1号イ又は第2号イ〔情報公開条例第9条第2項第2号又は議会情報公開条例第8条第2号〕）についての判断基準

- (1) 特定の個人を識別することができる情報等（情報公開条例第9条第2項第2号本文及び議会情報公開条例第8条第2号本文）について

ア 「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、学歴、職歴、成績、住所、親族関係、財産状況、所得その他一切の個人情報を行い、死者に関する個人情報も含むものである。具体的には、次に掲げるような情報がこれに該当する。

- ・ 氏名、住所、本籍など戸籍的事項に関する情報
- ・ 学歴、職歴など経歴に関する情報
- ・ 疾病、障害など心身に関する情報
- ・ 資産、収入など財産に関する情報
- ・ 思想、信条等に関する情報
- ・ 家庭状況、社会的活動状況に関する情報
- ・ その他個人に関する一切の情報

イ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるものであるが、その情報の性質上、情報公開条例第9条第2項第3号ア又は議会情報公開条例第8条3号により保護される法人等の事業活動に関する情報と同様の利用制限基準によることが適当であるため、第1の2の規定により判断する。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人に関する情報については、条例第13条第2項第1号イにより利用を制限するかどうかについて判断を行うものとする。

ウ 「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とは、当該情報から特定個人が識別でき、若しくは識別できる可能性のある情報（氏名・住所等）だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別され得ないが、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報をも含む。

エ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の研究論文等の著作物であって、氏名、肩書その他の個人識別性のある部分を除いたとしても、利用させることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

オ 厳密には特定の個人を識別することができる情報でない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を公開すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得ることに留意する。

(2) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（情報公開条例第9条第2項第2号ただし書ア及び議会情報公開条例第8条第2号ただし書ア）について

ア 「法令等の規定により公にされ」とは、一般に閲覧、公表等をする旨が法令等に規定されている場合をいう。法令等で請求目的が制限されているもの（戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第3項、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項）や、利害関係人等一定の者に限って閲覧等を認めているものは、一般に公表されている情報とはいえないことから、この規定には該当しない。

イ 「慣行として公にされ」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報をいう。過去に広く報道された事実であったとしても、現在は、限られた少数の者しか知り得る状態にはない情報の場合は、これに該当しない。

ウ 「公にすることが予定され」とは、開示請求の時点では公にされていないが、将来公にすることが予定されている場合をいう。なお、公にする時期について具体的計画がない場合であっても、当該情報の性質上、通常公にされるものであるときは、これに該当する。また、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したもののうち、本人が公表されることについて了承しているものや、公表することを前提に提供を受けたものも、これに含まれるものである。

(3) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（情報公開条例第9条第2項第2号ただし書イ及び議会情報公開条例第8条第2号ただし書イ）とは、人の生命、健康、生活等に対する危害又は侵害を未然に防止したり、拡大することを防止したり、又は再発を防止する等のため利用させることが必要と認められる情報をいう。個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益がある場合は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、必要と認められる限度において公にすることとしたものである。なお、公にすることが必要であると認められる情報に該当するかどうかは、利用を制限することにより保護される利益と公にすることによりもたらされる利益とを比較衡量して判断することとなる。

(4) 公務員等に関する情報（情報公開条例第9条第2項第2号ただし書ウ及び議会情報公開条例第8条第2号ただし書ウ）について

ア 「公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第

261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員、全部出資法人の役員及び職員並びに指定管理者の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報(指定管理者にあっては指定管理者が管理を行う公の施設の管理の業務に係る情報(以下「指定管理情報」という。以下同じ。)に限る。)の地位を表す名称及び氏名並びに当該職務遂行の内容については、行政の説明責務の観点から原則としてこれらの個人情報を公にすることとしたものである。

イ 公務員には、一般職、特別職、常勤職員はもとより、非常勤職員及び臨時職員をも含むものである。また、独立行政法人等の役員及び職員、地方独立行政法人の役員及び職員、公社の役員及び職員、全部出資法人の役員及び職員並びに指定管理者の役員及び職員も公務員と同様に、役員、常勤職員のほか臨時職員等も含むものである。

ウ ただし、当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、鳥取県情報公開条例施行規則(平成12年鳥取県規則第8号。(以下「規則」という。))で定めるものについては利用を制限する。なお、規則においては、次の情報を定めている。

- ・給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報
- ・開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が予見される情報
- ・警部補及びこれに相当する職以下の職にある警察職員の氏名

(5)「公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、規則で定めるもの」(情報公開条例第9条第2項第2号ただし書エ及び議会情報公開条例第8条第2号ただし書エ)とは、(3)に掲げる情報以外の情報であって、公にすることによりもたらされる公益性や説明責任が高いものを、あらかじめ次のとおり規則に定めておくこととしたものである。ただし、これらに該当するものであっても、公にすることより個人の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報は、利用を制限する。

ア 食糧費の相手方の職氏名

イ 交際費の相手方の職氏名

ウ 法令等に基づき法人等から提出された報告書等に記載された当該法人等の役員及び従業員の職氏名及び業務の遂行の内容

5 公共の安全等に関する情報(条例第13条第2項第1号ウ〔情報公開条例第9条第2項第4号〕又は同項第2号ア〔議会情報公開条例第8条第5号〕についての判断基準

- (1)「犯罪の予防、鎮圧」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為をあらかじめ防止したり、現に発生している犯罪行為を鎮めることをいう。
- (2)「(犯罪の)捜査、公訴の維持、刑の執行」とは、公訴の提起及び遂行のため、被疑者を発見し、身柄を保全し、また、証拠を収集し、保全する活動をいう。
- (3)「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、捜査のほか、平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の安全と秩序を維持することをいう。
- (4)「支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」とは、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある次のような情報をいう。

ア 犯罪の予防、鎮圧、捜査等の事実又は内容に関する情報

イ 犯罪の予防、鎮圧、捜査等の手段、方法、体制等に関する情報

- ウ 情報提供者、被疑者、被害者、捜査員等関係者に関する情報
- エ 犯罪の目標となることが予想される施設の所在や警備の状況等に関する情報
- オ 訴訟に関する情報

第3 条例第13条第2項第3号の特定歴史公文書等の利用制限に関する判断基準

利用請求に係る特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合には、当該特定歴史公文書等の利用を制限する。公文書館に法人等や個人から寄贈又は寄託された文書については、寄贈者・寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行うこととするが、本号に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

第4 条例第13条第2項第4号の特定歴史公文書等の原本の利用制限に関する判断基準

利用請求に係る特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合には、その利用を制限する。

- (1)「特定歴史公文書等の原本」とは、受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び配架を経て、当該特定歴史公文書等を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。
- (2)「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」とは、水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書等に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性がある場合をいう。なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用を制限せず、適切な期間において利用させるものとする。ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準ずるものについては、その原本の利用を制限するものとする。
- (3)「原本が現に使用されている場合」とは、利用請求に係る当該特定歴史公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない場合をいう。

第5 部分公開に関する判断基準

利用請求に係る特定歴史公文書等に利用制限情報が含まれている場合において、利用制限情報が記録されている部分（以下「利用制限部分」という。）を容易に区分して除くことができるときは、利用制限情報を除外した部分について利用させる。ただし、利用制限部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、利用させないこととする。

- (1)「容易に区分して除くことができる」とは、利用制限部分とそれ以外とを区分し、かつ、利用制限部分を物理的に除くことが、利用請求に係る特定歴史公文書等の保存状況や利用制限情報の記録状態、部分利用をさせるための複製又は複製物の作成の時間、労力、費用等から判断して、過度の負担を要せずに行うことができる

ものと認められるときをいう。特定歴史公文書等については、条例第12条第1項において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまるので、劣化が進んでいる場合には当該文書の破損を防ぐため利用を制限することがある。

- (2)「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、利用制限部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字、様式等のみとなる場合や、断片的な情報や公表された情報のみとなり、利用請求者が知りたいと欲する内容が十分提供できない場合等をいう。

第6 本人情報の取扱いについて

個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第13条第2項第1号イ及び第2号イ）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第14条の規定に基づき取り扱うことになる。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第13条第2項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例第13条の規定により判断することとなる。

第7 条例第22条に規定する実施機関等による利用の特例

特定歴史公文書等を作成した実施機関等が、それぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要があるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合は、条例第13条第2項第1号又は第2号に規定する利用制限情報であっても、利用の制限を行わない。

この審査基準は、平成24年 月 日から適用する。

(別添)

30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間(目安)	該当する可能性のある情報の種類の例(参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態

(備考)

- 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。
- 2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の種類を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。
- 3 「犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含み、「一定の期間」は110年を目途とする。
- 4 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。